

藤女子大学の人間生活学部保育学科の廃止に係わる学則の変更について（届出）

令和 5 年 3 月 31 日

文部科学大臣殿

学校法人藤学園  
理事長 永田 淑子

このたび、下記の事項について、学校教育法施行規則第 2 条の規定により、別紙資料を添えて届け出ます。

記

- ・藤女子大学人間生活学部保育学科学科の廃止に係る学則変更

# 藤女子大学人間生活学部保育学科の廃止の事由及び時期

## 並びに学生の処置方法を記載した書類

### 1. 廃止する大学等の概要

#### (1) 廃止する学科名、入学定員及び収容定員

藤女子大学人間生活学部保育学科 入学定員 80 人 収容定員 320 人

#### (2) 当該学部・学科の所在地

北海道石狩市花川南 4 条 5 丁目 7 番地

#### (3) 学生募集の停止の時期

令和 2 年 4 月 1 日

### 2. 廃止の事由

令和 2 年に人間生活学部の保育学科を改組し、小学校課程を新設した子ども教育学科を設置した。これに伴い保育学科は同年度から学生募集を停止した。このたび、令和 5 年 3 月に在学生がいなくなることが確定したため、当初の計画どおり、当該学科を廃止することとした。

### 3. 学生の処遇

令和 5 年 3 月 20 日時点で、人間生活学部保育学科の学生が卒業によりいなくなるため、特に処遇を講じる必要はない。

### 4. 教職員の処置

改組のため、所属教職員については、新設した人間生活学部子ども教育学科に移管した。

### 5. 施設設備の処置

改組のため、施設・設備については、新設した人間生活学部子ども教育学科に移管した。

### 6. 学籍関係書類の保存方法

学籍及び成績関係書類については、藤女子大学教務課において適切に管理する。

### 7. 廃止の時期 令和 5 年 3 月 31 日

## 藤女子大学学則の一部改正(案)新旧对照表

現行	改正案														
(省略)	<p>(学部、学科) 第4条 本学に、次の学部学科を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>学 部 部</td> <td>学 科</td> </tr> <tr> <td>文 学 部</td> <td>英 語 文 化 学 科 日本文学科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化 総 合 学 科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人 間 生 活 学 科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>食 物 栄 养 学 科</td> </tr> <tr> <td>人間生活学部</td> <td>子 ど も 教 育 学 科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保 育 学 科</td> </tr> </table>	学 部 部	学 科	文 学 部	英 語 文 化 学 科 日本文学科		文化 総 合 学 科		人 間 生 活 学 科		食 物 栄 养 学 科	人間生活学部	子 ど も 教 育 学 科		保 育 学 科
学 部 部	学 科														
文 学 部	英 語 文 化 学 科 日本文学科														
	文化 総 合 学 科														
	人 間 生 活 学 科														
	食 物 栄 养 学 科														
人間生活学部	子 ど も 教 育 学 科														
	保 育 学 科														
(省略)	<p>(学部、学科) 第4条 本学に、次の学部学科を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>学 部 部</td> <td>学 科</td> </tr> <tr> <td>文 学 部</td> <td>英 語 文 化 学 科 日本文学科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化 総 合 学 科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人 間 生 活 学 科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>食 物 栄 养 学 科</td> </tr> <tr> <td>人間生活学部</td> <td>子 ど も 教 育 学 科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保 育 学 科</td> </tr> </table> <p>(学部、学科の目的) 第4条の2 文学部は、人文・社会に関する諸分野の教育を通じて、広く、深い知識と鋭敏な感性とを自らのものとし、地域社会のみならずより広範な社会環境において多角的な視野のもとで多様な課題に主体的に取り組み、社会に貢献できる女性を育てるすることを目的とする。</p> <p>(1) 英語文化学科は、国際言語としての英語の運用能力を高めつつ、英語圏の言語文化の社会的・歴史的諸相についての知見を養い、母語を含め、広く言語文化への関心と理解を深めていくことを目指す。その成果をもって、国際社会および地域社会の一員として他と協働し、健全な批判力と構想力をもつて、自らを的確に表現することのできる女性を育てることを目的とする。</p> <p>(2) 日本語・日本文学科は、日本語学、古典から近現代までの日本文学、日本文化を入門から専門性への段階を踏んだカリキュラムに従い探求し、最終的に卒業研究(論文)を書くことを課している。そこに至る</p>	学 部 部	学 科	文 学 部	英 語 文 化 学 科 日本文学科		文化 総 合 学 科		人 間 生 活 学 科		食 物 栄 养 学 科	人間生活学部	子 ど も 教 育 学 科		保 育 学 科
学 部 部	学 科														
文 学 部	英 語 文 化 学 科 日本文学科														
	文化 総 合 学 科														
	人 間 生 活 学 科														
	食 物 栄 养 学 科														
人間生活学部	子 ど も 教 育 学 科														
	保 育 学 科														

<p>までに思考力を高め、柔軟にして鋭いものの見方ができる女性を育成する。その結果自立した有能な人間として社会に貢献できる人材を送り出すことが目的である。</p>	<p>(3) 文化総合学科は、人間の歴史や思想をふまえて、現代の社会と文化を地球規模で多面的に学び、今日の社会の諸問題に対して柔軟でバランスのとれた対応ができる人材の育成を目的とする。そのために、人文・社会科学に關わる学問分野を基礎から学び、専門分野を絞り込みながら、最終的に卒業研究（論文）を執筆することを課している。</p> <p>2 人間生活学部は、生命及び人間の尊厳と個人の多様な生き方を尊重し、他者と共に自立した生活を送り、人間と社会及び自然の相互関係に対する洞察に基づいて、多様化・複雑化してゆく生活の諸課題に責任を持って対処し、国際関係を超えた地球的視野から生活の諸問題を実践的に対処することのできる女性を育てる。</p>	<p>(1) 人間生活学科は、広く共生社会の実現に貢献するため、多様な価値観をもつ他者との協働的な取り組みを通して、日常生活の課題にしながらに向き合い、行動し続ける女性の育成を目的とする。そのためには、生活・福祉に關わる知識や技能、それらをつなげるプロジェクトを運営することを目的とする。</p> <p>(2) 食物栄養学科は、人間生活（ヒューマン・ライフ）の視点から、人ととの関わりの中でとらえた食と栄養の教育・研究を目指している。そのためには、入門から専門への段階を踏んだカリキュラムに従い教育・探究し、その過程で情報リテラシー、思考力・問題解決能力、コミュニケーション能力、専門能力を高め、柔軟にして科学的・客観的なものの見方ができる女性を育成する。その結果、健康・栄養情報をリアルタイムにとらえ、それを人のところに共感しながらやさしく伝えることで生活の質の向上と社会に貢献できる管理栄養士を送り出すことを目的としている。</p> <p>(3) 子ども教育学科では、人が人として成長していくための基礎を築き上げる時期である乳児期から児童期の子どもの成長や子どもにかかわることを目的としている。</p>
---	--	---

る人びとを支えるために必要な学びを得ることができるカリキュラムを構成しており、地域社会に貢献できる幅広い視野を持ちながら、乳幼児期の子どもと就学後の子どもとの教育を連続的に捉えることができる教育者の養成を目指している。4年間の学びを通して、子どもの発達の連続性・子どもを取り巻く人びとや社会の状況・各関係機関との連携のあり方などを総合的に捉える思考力を身につけ、学生自らが人間的成長を遂げることができる教育によって、子どもとの周囲にいる人びとを支えること専門家や、さまざまな立場から子どもたちを支えることで社会に貢献する人材を送り出すことを目的としている。

(4) 保育学科では、人が人として成長していくための基礎を築き上げる時期である乳児期から児童期の子どもの成長や子どもにかかわる人びとを支えるために必要な学びを得ることができるカリキュラムを構成しておおり、地域社会に貢献できる幅広い視野を持ちながら、乳幼児期の子どもと就学後の子どもとの教育を連続的に捉えることができる教育者の養成を目指している。4年間の学びを通して、子どもの発達の連続性・子どもを取り巻く人びとや社会の状況・各関係機関との連携のあり方などを総合的に捉える思考力を身につけ、学生自らが人間的成長を遂げることができる教育によって、子どもとの周囲にいる人びとを支えること専門家や、さまざまな立場から子どもたちを支えることで社会に貢献する人材を送り出すことを目的としている。

(修業年限及び在学期限)  
第5条 本学の修業年限を4年とする。ただし在学期数は8年を超えてはならない。

(修業年限及び在学期限)  
第5条 本学の修業年限を4年とする。ただし在学期数は8年を超えてはならない。

(収容定員)  
第6条 第4条に定める各学部学科の入学定員及び収容定員並びに所在地は次のとおりとする。

(収容定員)  
第6条 第4条に定める各学部学科の入学定員及び収容定員並びに所在地は次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 収 容 定 所 在 地	学 部	学 科	入 学 定 収 容 定 所 在 地
文 学 部	英 語 文 化 学 科	90 名 360 名 札幌市北区北 16 条西 2 丁目 1 番 1 号	文 学 部	英 語 文 化 学 科	90 名 360 名 札幌市北区北 16 条西 2 丁目 1 番 1 号
	日本語・日本文学科	90 名 360 名		日本語・日本文学科	90 名 360 名
人間生活学部	文化総合学科	90 名 360 名	人間生活学部	文化総合学科	90 名 360 名
	人間生活学科	50 名 200 名		人間生活学科	50 名 200 名
人間生活学部	食物栄養学科	80 名 320 名	人間生活学部	食物栄養学科	80 名 320 名
	子ども教育学科	80 名 320 名		子ども教育学科	80 名 320 名
			保 育 学 科	—	—

(省略)

#### (学位の授与)

第21条 本学を卒業した者には、卒業証書を授与するとともに学士の学位を授与する。

2 本学において授与する、学士の学位に付記する専門分野の名称は、次のとおりとする。

文 学 部	英語文化学科	学 士 (文学)
	日本語・日本文学科	学 士 (文学)
	文化総合学科	学 士 (文学)
人間生活学部	人間生活学科	学 士 (人間生活学)
	食物栄養学科	学 士 (食物栄養学)
	子ども教育学科	学 士 (教育学)
		学 士 (保育学)

#### (教育職員免許状受与の所要資格の取得)

第22条 教育職員の免許状受与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法並びに同法施行規則の定めるところに従つて、本学が定めた所定の科目について必要な単位を修得しなければならない。教育職員の免許状取得に関する履修要項は別に定める。

2 前項に規定する所定の単位を修得した者が取得できる教育職員の免許状の種

(省略)

#### (学位の授与)

第21条 本学を卒業した者には、卒業証書を授与するとともに学士の学位を授与する。

2 本学において授与する、学士の学位に付記する専門分野の名称は、次のとおりとする。

文 学 部	英語文化学科	学 士 (文学)
	日本語・日本文学科	学 士 (文学)
	文化総合学科	学 士 (文学)
人間生活学部	人間生活学科	学 士 (人間生活学)
	食物栄養学科	学 士 (食物栄養学)
	子ども教育学科	学 士 (教育学)
		学 士 (保育学)

#### (教育職員免許状受与の所要資格の取得)

第22条 教育職員の免許状受与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法並びに同法施行規則の定めるところに従つて、本学が定めた所定の科目について必要な単位を修得しなければならない。教育職員の免許状取得に関する履修要項は別に定める。

2 前項に規定する所定の単位を修得した者が取得できる教育職員の免許状の種

類と免許教科の種類は、別表第8のとおりとする。

(保育士の資格の取得)

第22条の2 子ども教育学科の学生で保育士の資格を取得しようと/orする者は、児童福祉法並びに同法施行規則の定めるところに従つて、本学が定めた所定の科目について、必要な単位を修得しなければならない。

- 2 前項の資格を取得しようと/orする者が第27条による転入学または編入学をした者ではある場合には文部科学大臣の認可した大学でかつ指定保育士養成施設である大学で修得した授業科目を、30単位を超えない範囲で当該教科目に相当する本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。また、指定保育士養成施設以外の大学で修得した授業科目の場合は、本学で設定する教養科目、学校独自の科目に相当する授業科目について30単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。

(省略)

附 則

- 1 本学則は、2023年4月1日から施行する。

◎改正理由：2023年3月31日付で保育学科が廃止となるため。

類と免許教科の種類は、別表第8のとおりとする。

(保育士の資格の取得)

第22条の2 子ども教育学科及び保育学科の学生で保育士の資格を取得しようと/orする者は、児童福祉法並びに同法施行規則の定めるところに従つて、本学が定めた所定の科目について、必要な単位を修得しなければならない。

- 2 前項の資格を取得しようと/orする者が第27条による転入学または編入学をした者ではある場合には文部科学大臣の認可した大学でかつ指定保育士養成施設である大学で修得した授業科目を、30単位を超えない範囲で当該教科目に相当する本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。また、指定保育士養成施設以外の大学で修得した授業科目の場合は、本学で設定する教養科目、学校独自の科目に相当する授業科目について30単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。

(省略)

藤女子大学学則別表の一部改正（案）新旧対照表

(省略)				現 行			
(3) 子ども教育学科				(省略)			
専修	区分	授業科目		開設単位数	必修単位数	選択単位数	備考
		教育原理 保育原理 教師・保育者論 教育方法論（情報通信技術の活用含む） 教育制度論 教育課程総論（全体的な計画を含む） 保育・教育の理論	教育原理 保育原理 教師・保育者論 教育方法論（情報通信技術の活用含む） 教育制度論 教育課程総論（全体的な計画を含む） 保幼小連携特論 学級経営論 道徳教育の理論と実践 特別活動・総合的な学習の時間の指導法 地域社会と学校 現代社会と教育				
	(3) 子ども教育学科	教育心理学 学校教育心理学 発達心理学 児童期以降の発達と心理 子どもの理解と発達援助 幼児理解と援助 特別な教育的ニーズに対する理解	教育心理学 学校教育心理学 発達心理学 児童期以降の発達と心理 子どもの理解と発達援助 幼児理解と援助 特別な教育的ニーズに対する理解	2	2	2	2
	専修	教育心理学 学校教育心理学 発達心理学 児童期以降の発達と心理 子どもの理解と発達援助 幼児理解と援助 特別な教育的ニーズに対する理解	教育心理学 学校教育心理学 発達心理学 児童期以降の発達と心理 子どもの理解と発達援助 幼児理解と援助 特別な教育的ニーズに対する理解	2	2	2	2
	区分	教育心理学 学校教育心理学 発達心理学 児童期以降の発達と心理 子どもの理解と発達援助 幼児理解と援助 特別な教育的ニーズに対する理解	教育心理学 学校教育心理学 発達心理学 児童期以降の発達と心理 子どもの理解と発達援助 幼児理解と援助 特別な教育的ニーズに対する理解	2	2	2	2
	授業科目	教育心理学 学校教育心理学 発達心理学 児童期以降の発達と心理 子どもの理解と発達援助 幼児理解と援助 特別な教育的ニーズに対する理解	教育心理学 学校教育心理学 発達心理学 児童期以降の発達と心理 子どもの理解と発達援助 幼児理解と援助 特別な教育的ニーズに対する理解	2	2	2	2
	開設単位数	2	2	2	2	2	2
	必修単位数	2	2	2	2	2	2
	選択単位数	2	2	2	2	2	2
	備考						







	教育実習指導（特別支援）	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2
	教育実習（特別支援）	2									
	教育実習指導（幼稚園・小学校）	1	1	1	1					1	1
	教育実習（幼稚園・小学校）	4	4	4	4					4	4
	スタートアップセミナー	2	2	2	2						
	研究調査法	2	2	2	2						
	臨床発達検査法	2	2	2	2						
	専門研究法	2	2	2	2						
	保育・教職実践演習（幼稚園・小学校）	2	2	2	2						
	専門演習	2	2	2	2						
	卒業研究演習	2	2	2	2						
	卒業研究	2	2	2	2						
	計	210	12	198							
		210	12	198							

<第 11 条関係>

(4)保育学科			開設単位数	必修単位数	選択単位数	備考
専修	区分	授業科目				
子ども教育専修		教育原理 保育原理 教師・保育者論 教育方法論 教育制度論 教育課程総論（全体的な計画を含む） 保幼小連携特論 学級経営論 地域社会と学校 現代社会と教育	2	2	2	2

<第 11 条関係>



	<u>音楽表現法</u> 音楽表現演習 <u>图画工作</u> 造形技術演習 <u>造形表現法</u> 初等体育	2 2 2 2 2 2	2 1 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2
	<u>保育内容総論</u> 保育内容(言葉) 保育内容(環境) 保育内容(人間関係) 保育内容(健康) 保育内容(表現)	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2
	<u>保育内容の指導法</u>  <u>保育・教育の理論</u>	  社会福利論 子ども家庭福祉論 社会的養護 児童館放課後児童クラブの機能と運営 特別支援教育と福祉 教育相談の理論と方法	  2 2 2 2 2 2	  2 2 2 2 2 2
	<u>子どもの理解</u>  <u>子ども生活支援修</u>	  家庭支援論 子どもの保健 子どもの健康と安全 子どもの食と栄養	  2 2 2 2	  2 2 2 2
	<u>家族</u> もどり	  子ども文化論 保育・教育の内容 乳児保健Ⅰ 乳児保健Ⅱ 社会的養護内容 子どもの遊びと学び 児童館・放課後児童クラブの活動 内容と指導法Ⅰ	  2 2 2 1 2 2 2 2 2	  2 2 2 1 2 2 2 2 2

	児童館・放課後児童クラブの活動	2	2	2	2	
	内容と指導法Ⅱ	2	2	2	2	
	子ども家庭支援の心理学	2	2	2	2	
	子育て支援(演習)	2	2	2	2	
	子育て支援(講義)	2	2	2	2	
	児童館実習指導	1	1	1	1	
	児童館実習	2	2	2	2	
	保育実習指導Ⅰ(保育所)	1	1	1	1	
	保育実習Ⅰ(保育所)	2	2	2	2	
	保育実習指導Ⅰ(福祉施設)	1	1	1	1	
	保育実習Ⅰ(福祉施設)	2	2	2	2	
	保育実習指導Ⅱ(保育所)	1	1	1	1	
	保育実習Ⅱ(保育所)	2	2	2	2	
	保育実習指導Ⅱ(福祉施設)	1	1	1	1	
	保育実習Ⅱ(福祉施設)	2	2	2	2	
	保育実習指導Ⅱ(児童館)	1	1	1	1	
	保育実習Ⅱ(児童館)	2	2	2	2	
	教育実習指導(特別支援)	1	1	1	1	
	教育実習(特別支援)	2	2	2	2	
	教育実習指導(幼稚園)	1	1	1	1	
	教育実習(幼稚園)	4	4	4	4	
	スタートアップセミナー	2	2	2	2	
	研究調査法	2	2	2	2	
	臨床発達検査法	2	2	2	2	
	保育・教職実践演習(幼)	2	2	2	2	
	専門演習	2	2	2	2	
	卒業研究演習	2	2	2	2	
	卒業研究	2	2	2	2	
	計	172	12	160	160	

<第11条関係>

(省略)

(3) 子ども教育学科

(省略)

授業科目区分		大学共通科目		子ども教育学科	
単位区分	教養科目	外国語科目	専門科目	教養科目	外国語科目
必修単位	3単位	2単位	12単位	3単位	2単位
選択必修単位	8単位以上	4単位以上	幼免・小免指定科目から 48単位以上	選択必修単位	8単位以上
選択単位	13単位以上			選択単位	13単位以上
自由選択単位		37単位以上		自由選択単位	37単位以上
卒業必要単位数合計		127単位以上		卒業必要単位数合計	127単位以上

・教養科目は、区分「人間と宗教」から2単位以上、区分「人間形成」のうち、「国際理解」「社会と文化」「歴史・思想」「自然・科学」「健康」から2単位以上、区分「リテラシー」から2単位以上選択必修。

※他学部専門科目、他学部学科専門科目、協定校修得科目(本学教育課程表外の科目)及び他大学等で修得した

科目は、合わせて8単位まで自由選択単位として算入できる。

<第18条関係>

授業科目区分		大学共通科目		子ども教育学科	
単位区分	教養科目	必修単位	教養科目	必修単位	専門科目
選択必修単位			選択必修単位	8単位以上	48単位以上
選択単位			選択単位	13単位以上	
自由選択単位			自由選択単位	37単位以上	
卒業必要単位数合計			卒業必要単位数合計		127単位以上

(3) 子ども教育学科

(省略)

・教養科目は、区分「人間と宗教」から2単位以上、区分「人間形成」のうち、「国際理解」「社会と文化」「歴史・思想」から2単位以上、「自然・科学」「健康」から2単位以上選択必修。

※他学部専門科目、他学部学科専門科目、協定校修得科目(本学教育課程表外の科目)及び他大学等で修得した

科目は、合わせて8単位まで自由選択単位として算入できる。

<第18条関係>

(4) 保育学科

(省略)

・教養科目は、区分「人間と宗教」から2単位以上、「自然・科学」「健康」から2単位以上選択必修。

※他学部専門科目、他学部学科専門科目、協定校修得科目(本学教育課程表外の科目)及び他大学等で修得した

科目は、合わせて8単位まで自由選択単位として算入できる。

<第18条関係>

	<u>選択単位</u>	13単位以上																													
	自由選択単位	45単位以上																													
	卒業必要単位数合計	127単位以上																													
<p>・教養科目は、区分「人間と宗教」から2単位以上、区分「人間形成」のうち、「国際理解」「社会と文化」「歴史・思想」から2単位以上、「自然・科学」「健康」から2単位以上、区分「リテラシー」から2単位以上選択必修。</p> <p>※他学科専門科目、他学部学科専門科目、協定校修得科目(本学教育課程表外の科目)及び他大学等で修得した科目は、合わせて8単位まで自由選択単位として算入できる。</p>																															
<第18条関係>																															
<p><b>別表第8 教育職員免許状の種類と免許教科の種類</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>免許状の種類</th> <th>免許教科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">文学部</td> <td>英語文化学科</td> <td>中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状</td> <td>外国语(英語) 外国语(英語)</td> </tr> <tr> <td>日本語・日本文学科</td> <td>中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状</td> <td>国語 国語・書道</td> </tr> <tr> <td>文化総合学科</td> <td>中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状</td> <td>地理歴史・公民 地理歴史・公民</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人間生活学部</td> <td>人間生活学科</td> <td>中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状</td> <td>家庭 家庭・福祉</td> </tr> <tr> <td>食物栄養学科</td> <td>栄養教諭1種免許状</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子ども教育学科</td> <td>幼稚園教諭1種免許状 小学校教諭1種免許状 特別支援学校教諭1種免許状</td> <td>小学校教諭1種免許状 特別支援学校教諭1種免許状 幼稚園教諭1種免許状 特別支援学校教諭1種免許状</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>保育学科</td> </tr> </tbody> </table>				学部	学科	免許状の種類	免許教科	文学部	英語文化学科	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	外国语(英語) 外国语(英語)	日本語・日本文学科	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	国語 国語・書道	文化総合学科	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	地理歴史・公民 地理歴史・公民	人間生活学部	人間生活学科	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	家庭 家庭・福祉	食物栄養学科	栄養教諭1種免許状		子ども教育学科	幼稚園教諭1種免許状 小学校教諭1種免許状 特別支援学校教諭1種免許状	小学校教諭1種免許状 特別支援学校教諭1種免許状 幼稚園教諭1種免許状 特別支援学校教諭1種免許状				保育学科
学部	学科	免許状の種類	免許教科																												
文学部	英語文化学科	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	外国语(英語) 外国语(英語)																												
	日本語・日本文学科	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	国語 国語・書道																												
	文化総合学科	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	地理歴史・公民 地理歴史・公民																												
人間生活学部	人間生活学科	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	家庭 家庭・福祉																												
	食物栄養学科	栄養教諭1種免許状																													
	子ども教育学科	幼稚園教諭1種免許状 小学校教諭1種免許状 特別支援学校教諭1種免許状	小学校教諭1種免許状 特別支援学校教諭1種免許状 幼稚園教諭1種免許状 特別支援学校教諭1種免許状																												
			保育学科																												
<第22条関係>																															

&lt;第22条関係&gt;

別表第9 入学検定料	
検定料	30,000円

&lt;第26条関係&gt;

別表第9 入学検定料

検定料	30,000円
-----	---------

&lt;第26条関係&gt;

別表第10 授業料その他の納付金

年度	学部・学科	学年	費目	備考
2019年度 以降 入学生 費一覧	文学部	1 年	入学申込金 授業料(年 額) 教育充実費 (年額)	210,000 円 706,000 円 170,000 円
		2年～ 4年	授業料(年 額) 教育充実費 (年額)	736,000 円 170,000 円
	人間生活 学部	1 年	入学申込金 授業料(年 額) 教育充実費 (年額)	210,000 円 738,000 円 190,000 円
		2年～ 4年	授業料(年 額) 教育充実費 (年額)	768,000 円 190,000 円

別表第10 授業料その他の納付金

年度	学部・学科	学年	費目	備考
2019年度 以降 入学生 費一覧	文学部	1 年	入学申込金 授業料(年 額) 教育充実費 (年額)	210,000 円 706,000 円 170,000 円
		2年～ 4年	授業料(年 額) 教育充実費 (年額)	736,000 円 170,000 円
2019年度 以降 入学生 費一覧	人間生活 学部	1 年	入学申込金 授業料(年 額) 教育充実費 (年額)	210,000 円 738,000 円 190,000 円
		2年～ 4年	授業料(年 額) 教育充実費 (年額)	768,000 円 190,000 円

別表第10 授業料その他の納付金

&lt;第26条関係&gt;



	科	教育充実費 (年額)	190,000 円			科	教育充実費 (年額)	170,000 円
	食物栄 養学科	授業料(年 額) 教育充実費 (年額)	769,900 円 190,000 円			食物栄 養学科	授業料(年 額) 教育充実費 (年額)	769,900 円 190,000 円
	保育学 学科	授業料(年 額) 教育充実費 (年額)	750,000 円 180,000 円			保育学 学科	授業料(年 額) 教育充実費 (年額)	750,000 円 180,000 円
	図書館情報学課程 受講料	司書 司書教諭	50,000 円 30,000 円			図書館情報学課程 受講料	司書 司書教諭	50,000 円 30,000 円
	(省略)					(省略)		

<第41条関係

>

◎改正理由：2023年3月31日付で保育学科が廃止となるため。